

平成 30 年度 水質検査計画



屋久島町 建設課

目 次

◆はじめに.....	2
1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要.....	4
3. 水源の状況.....	10
4. 定期の水質検査.....	24
5. 臨時の水質検査.....	30
6. 水質検査の方法及び委託の内容.....	31
7. 検査結果の評価.....	32
8. 検査計画の見直し.....	32
9. 検査の精度と信頼性保証.....	33
10. 関係者との連携.....	34
11. 水質検査計画及び検査結果の公表方法.....	35

別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

別表2 採水地点一覧表

別表3 平成30年度 水質検査計画

◆はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者のみなさまにより安心して水道をお使い頂けるように、屋久島町においても平成30年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使い頂くために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきか、ということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれています。したがいまして、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査計画に基づき水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動して頂ければ幸いです。

屋久島町では次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めて参ります。

1. 基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。



また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データにもなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に際しましては、検査及びその結果に伴う対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。



2. 水道事業の概要

屋久島町には全部で27ヶ所の水源があり、表流水や地下水などから取水しています。取水した水（原水）は適切な浄水処理を行い、皆さまの給水栓へと給水しています。

2-1 浄水施設概要

○ 屋久島町北部

○ 水田地区簡易水道事業（水田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.34.6.12	前処理機 継続ろ過式	800	水田水源地 十面川上流	203	270	837

○ 古田地区簡易水道事業（古田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.44.3.31	継続ろ過式	340	古田水源地 吉田川上流	82	102	428

○ 一湊地区簡易水道事業（一湊浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.40.8.27	継続ろ過式	2,103	一湊水源地 白川上流	526	760	1,899

○ 志戸子地区簡易水道事業（志戸子浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.39.5.23	継続ろ過式	600	志戸子水源地 志戸子川支流	162	216	756

○ 宮之浦地区簡易水道事業（宮之浦浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.41.5.28	前処理機 継続ろ過式 急速ろ過式	4,400	宮之浦水源地 白谷川支流	1,436	1,920	4,002

○宮之浦地区簡易水道事業（楠川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 44.3.31	砂連ろ過式	600	楠川水源地 城之川上流	120	150	670

○宮之浦地区簡易水道事業（楠川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 44.3.31	砂連ろ過式	200	楠川水源地 楠川上流	48	50	312

○東部地区簡易水道事業（小瀬田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 41.5.28	砂連ろ過式	900	小瀬田水源地 男川上流 女川支流 地下水	266	350	1,050

○東部地区簡易水道事業（長峰浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 49.3.30	砂連ろ過式	450	長峰水源地 藤川上流	163	218	850

○口永良部地区簡易水道事業（口永良部浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S. 45.3.1	砂連ろ過式	170	口永良部水源地 前田川上流 新田川支流	41	84	478

○屋久島町南部

○南部地区簡易水道事業（永久保淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.7	前処理機 急速ろ過式	190	永久保水潭地 田代川河川水	88	120	1,982

○南部地区簡易水道事業（船行淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.5	前処理機 急速ろ過式	360	船行水潭地 船行川下流湧水	84	105	342

○南部地区簡易水道事業（松峯淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.37	緩速ろ過式	3,360	安房水源地 横川河川水	937	1,751	6,720

○南部地区簡易水道事業（安房淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.37	緩速ろ過式	3,360	安房水源地 横川河川水	937	1,751	6,720

○南部地区簡易水道事業（春牧淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.6	前処理機 緩速ろ過式	3,360	新安房水源地 荒川河川水	937	1,751	6,720

○南部地区簡易水道事業（花揚淨水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.62	前処理機 急速ろ過式	400	平野水源地 花揚川河川水	76	100	260

○南部地区簡易水道事業（高平浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.2	継続ろ過式	135	高平水源地 小田坂川河川水	49	64	184

○南部地区簡易水道事業（麦牛浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.1	継続ろ過式	360	麦牛水源地 小田坂川河川水	84	105	386

○原地区簡易水道事業（新原浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.11	前処理機 継続ろ過式	470	新原水源地 解之川水源地	179	133	407

○原地区簡易水道事業（原浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.35	継続ろ過式	470	原水源地 オオトリ川水源地	179	233	1,595

○尾之間地区簡易水道事業（尾之間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H.7	前処理機 継続ろ過式	1,030	尾之間水源地 オオトリ川水源地	373	600	131

○尾之間地区簡易水道事業（小島浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
S.37	継続ろ過式	1,030	小島水源地	373	600	131

○西部地区簡易水道事業（上之牧浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 6.1	前処理機 継連ろ過式	910	上之牧水源地	1,270	353	389

○西部地区簡易水道事業（平内浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 2	急速ろ過式	910	平内水源地 大崎川河川水	270	363	389

○西部地区簡易水道事業（湯泊浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 6.1	前処理機 継連ろ過式	910	湯泊水源地 湯川河川水	270	353	389

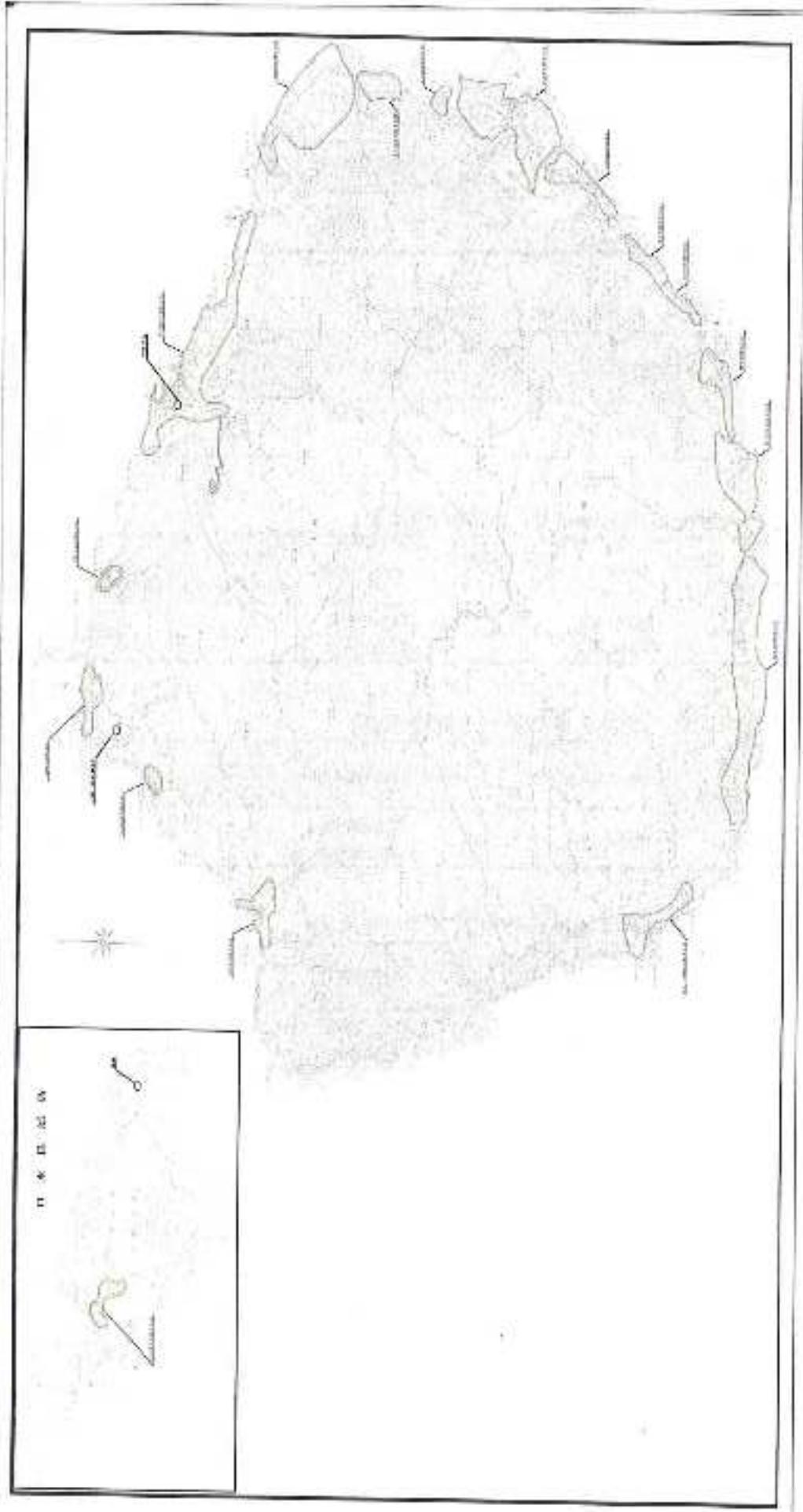
○中間地区簡易水道事業（中間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 3	継連ろ過式	1,790	中間水源地 中間川河川水	529	690	39

○栗生地区簡易水道事業（栗生浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口(人)	水源の名称	日平均 給水量(m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量(m ³)
H. 3	前処理機 継連ろ過式	1,790	栗生水源地 栗生川河川水	529	690	39

2-2 給水区域図



3. 水源の状況

屋久島町には全部で27ヶ所の水源地があります。水源地で取水した水（以下「原水」と呼びます。）は、それぞれの浄水施設を経て水道水（以下「浄水」と呼びます。）となり、各家庭へと給水しています。

浄水は原水の水質の影響を大きく受けるため、本水質検査計画においては、各水源地の状況及び原水の水質状況を掲載します。また、水源地別に、水質を汚染させる可能性のある要因を明らかにし、それにおける水質管理上の問題点も掲載します。

このような水源ごとの検討結果を踏まえて、それぞれの地域にあった水質検査の頻度（回数）を決定します。

○ 屋久島町北部

【水田地区簡易水道】（永田浄水場）

水田地区簡易水道は、土面川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設を通すことによって水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【吉田地区簡易水道】(吉田浄水場)

吉田地区簡易水道は、吉田川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通して水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【一塗地区簡易水道】(一塗浄水場)

一塗地区簡易水道は、白川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通して水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【志戸子地区簡易水道】(志戸子浄水場)

志戸子地区簡易水道は、志戸子川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区簡易水道】(宮之浦浄水場)

宮之浦地区簡易水道の宮之浦浄水場は、白谷川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、宮之浦浄水場と深川浄水場に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。



【宮之浦地区簡易水道】(楠川浄水場)

宮之浦地区簡易水道の楠川浄水場は、城之川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区簡易水道】(楠川浄水場)

宮之浦地区簡易水道の楠川浄水場は、楠川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区簡易水道事業】(小瀬田浄水場)

東部地区簡易水道の小瀬田浄水場は、男川上流と女川支流からの表流水、深井戸からの地下水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区簡易水道】(長峰浄水場)

東部地区簡易水道の長峰浄水場は、落川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【口永良部地区簡易水道】(口永良部浄水場)

口永良部地区簡易水道は、前田川上流、前田川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

○ 屋久島町南部

【南部地区簡易水道】(永久保浄水場)

南部地区簡易水道の永久保浄水場は、田代川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（船行浄水場）

南部地区簡易水道の船行浄水場は、船行川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（松峯浄水場）

南部地区簡易水道の松峯浄水場は、横川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（安房浄水場）

南部地区簡易水道の安房浄水場は、横川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（春秋浄水場）

南部地区簡易水道の春秋浄水場は、荒川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（花揚浄水場）

南部地区簡易水道の花揚浄水場は、花揚川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（高平浄水場）

南部地区簡易水道の高平浄水場は、小田汲川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区簡易水道】（友生浄水場）

南部地区簡易水道の友生浄水場は、小田汲川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区簡易水道】（新原浄水場）

原地区簡易水道の新原浄水場は、鍋之川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区簡易水道】（原浄水場）

原地区簡易水道の原浄水場は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区簡易水道】（尾之間浄水場）

尾之間地区簡易水道は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通することで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区簡易水道】（小島浄水場）

小島地区簡易水道の小島浄水場は、小島水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（上之牧浄水場）

西部地区簡易水道の上之牧浄水場は、上之牧水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（平内浄水場）

西部地区簡易水道の平内浄水場は、大崎川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区簡易水道】（湯泊浄水場）

西部地区簡易水道の湯泊浄水場は、湯川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【中間地区簡易水道】（中間浄水場）

中間地区簡易水道の中間浄水場は、中間川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【栗生地区簡易水道】（栗生浄水場）

栗生地区簡易水道の栗生浄水場は、栗生川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

4. 定期の水質検査

4-1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4-1-1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

○一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL中に100個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

○大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL中に1つもないことが基準となっています。

4-1-2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

○健康に影響のある項目（毒性等）

50kgの人が毎日2リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の10%）が1日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いため20%）が基準値として設定されています。

さらに、発ガン性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約1%が基準値となるよう設定されています。

○生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・臭いや、その元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

4-2 淨水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4-2-1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。）

2) 每月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担して頂く料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らすこととなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・全有機炭素・pH・味・臭気・色度・濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。

但し、藻類に起因する項目（ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することができます。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすい為、3ヶ月に1回検査を行います。
- ・その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

個々の検査項目と検査頻度については、別表1 水質基準項目と検査頻度及び省令の基準を参照してください。

4) 検査の省略について

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし木町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年1回検査を実施します。

4-2-2 採水場所

- ・給水栓水（蛇口の水）を検査する地点とします。
- ・水源系統毎の末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なる給水栓が選択されないように注意します。

具体的な採水場所につきましては、別表2 採水地点一覧表を参照してください。

4-3 原水の検査

原水（水源から直接取った、消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

4-3-1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物を除く項目を年1回検査します。

原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスボリジウム等、耐塩素性病原生物の検査と、その指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスボリジウム等による汚染の恐れを判定します。判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

判断基準

リスクレベル		汚染の恐れの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
検出	未検出			
レベル1	汚染の恐れが低い	地表水が混入していない 被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の恐れが低い	地表水が混入していない 被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染の恐れがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染の恐れが高い	地表水	○	

地表水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水。

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帶水層内に存在し、被圧されている地下水。

検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスボリジウム検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

原水毎にレベル1からレベル4まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル1の場合、水道水の安全性をより確実にする為に、レベル2の項目・頻度で検査を行います。(原水毎の検査頻度につきましては、下表を参照してください。)

施設名称	レベル	原水 39項目	指標物 検査	クリプト スボリジウム等	備考
永田水源	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
吉田水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
一湊水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
志戸子水道	4	1回/年	12回/年	4回/年	
宮之浦水源	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
藻川水道	4	1回/年	12回/年	4回/年	
樋川水道	4	1回/年	12回/年	4回/年	
鶴川水道	4	1回/年	12回/年	4回/年	
小瀬田水源(第1)	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
小瀬田水源(第2・地下水)	1	1回/年	4回/年	—	レベル1であるが安全性を確保する為、定期検査を行う。
小瀬田水源(第3)	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
長峰水源	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
日本良部水源(第1)	4	1回/年	12回/年	4回/年	
日本良部水源(第2)	4	1回/年	12回/年	4回/年	
永久保水道	4	1回/年	12回/年	4回/年	
船行水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
安房水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
春牧水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
花郷水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
高平水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
新原水源	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
原水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
越之間水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
小筋水源	4	1回/年	1回/年	1回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
上之牧水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
平内水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
湯治水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
中間水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	
奥生水源	4	1回/年	12回/年	4回/年	

4-3-2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。

具体的な採水場所につきましては、別表2 採水地点一覧表を参照してください。

4-4 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うか検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合や給水栓水（蛇口から出る水）で水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水地域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき
- ・浄水過程に異常が起こったとき
- ・送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ・原因不明の色、渦り、pH異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ・浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・その他特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託の内容

6-1 水質検査の方法

- ・水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に基づいています。
- ・遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)に基づいています。
- ・その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいています。



6-2 委託の内容

1) 委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度

原水の検査項目及び検査頻度については表4.3-1、浄水の水質検査については、別表3に示す項目について委託します。

②試料の採取及び運搬方法

試料の採取については、本町の水道課職員が行い、運搬を厚生労働省の登録機関に委託しています。

③臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託しています。

2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、TS09001等)取得やこれに類する収納の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立人検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。



7. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、51項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められています。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

7-1 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の集落区長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

具体的な検査計画につきましては、別表3 平成30年度水質検査計画を参照してください。

9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。



検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・検査が可能な検査施設を有していること。
- ・知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

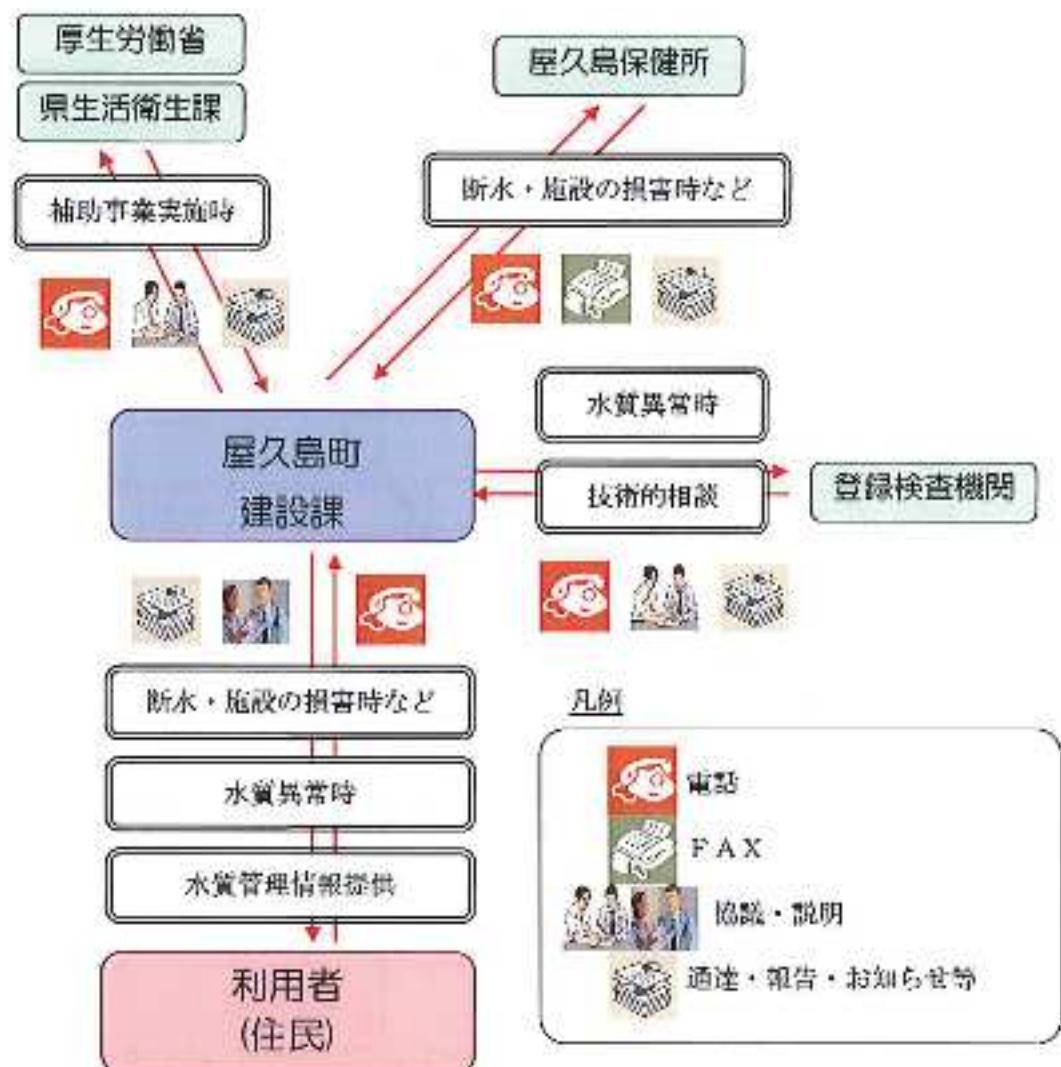
信頼性の保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違え等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ①水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ②専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10. 関係者との連携

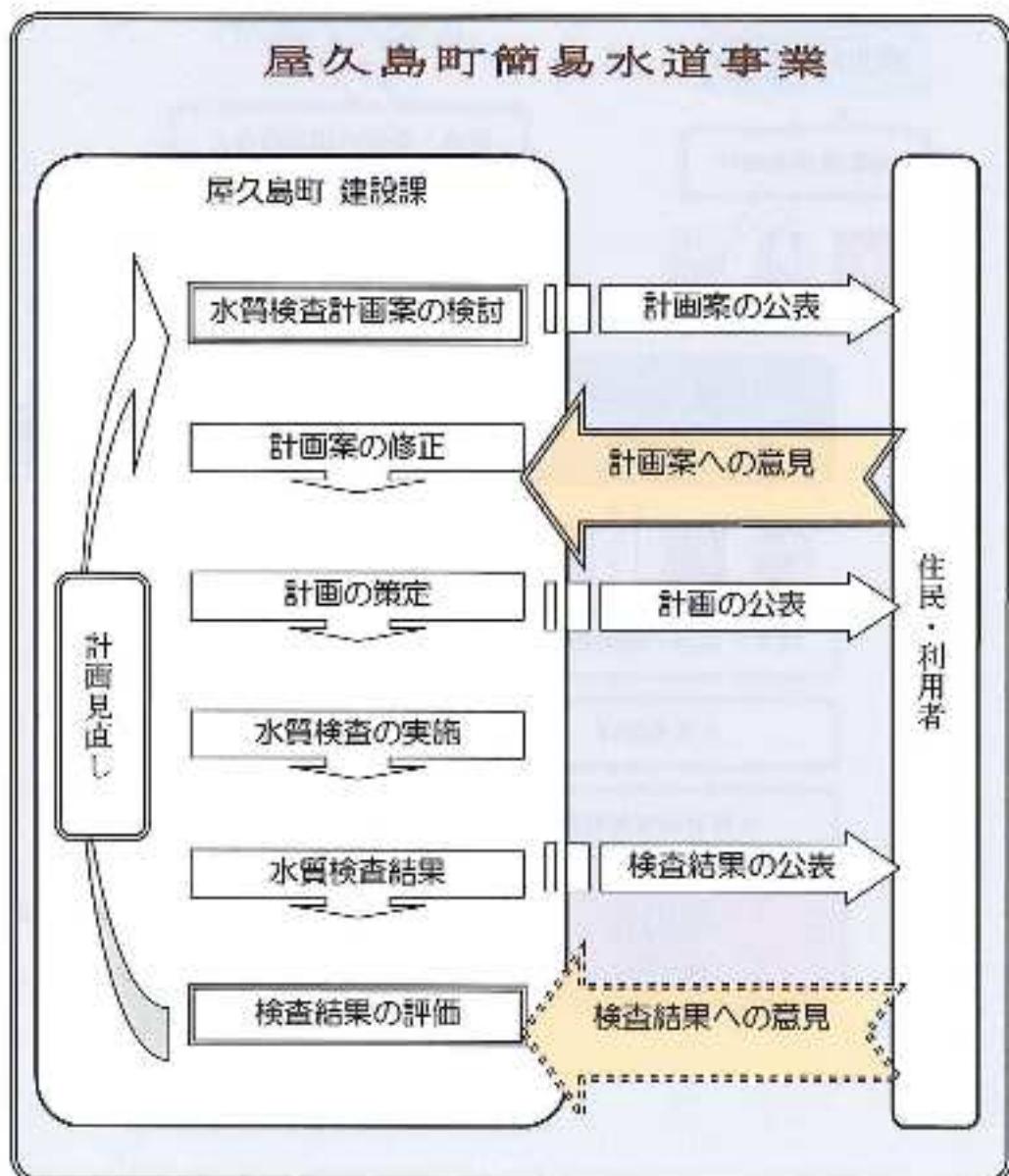
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



1.1. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、屋久島町では水質検査計画と検査結果を町役場窓口に備えるなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項について、住民のみなさまからご意見を頂くことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも「安心で安定な水道」を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

番号	省合 番号	項目	基準値	検査 回数	検査回数の減 少	省略の可否	原水 39項目
1	01	一般細菌	100/mL		省略不可	—	●
2	02	大腸菌	検出されないと する			—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L			—	●
4	46	有機物	3mg/L		連続的に計 測及び記録 している場合	—	●
5	47	pH	5.8~8.6			—	●
6	48	味	異常でないと する			—	●
7	49	臭気	異常でないと する		↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	●
8	50	色度	5 度			—	●
9	51	濁度	2 度			—	●
10	10	シアノ化物イオン及び亜硝化シアン	0.01mg/L			—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L			—	
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			—	
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			—	
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			—	
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	年4回	省略不可	—	
16	27	ジトリハロメタン	0.1mg/L			—	
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			—	
18	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L			—	
19	30	プロモホルム	0.03mg/L			—	
20	31	ホルムアルデヒド	0.03mg/L			—	
21	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L				●
22	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L				●
23	13	ホウ素	1.0mg/L				●
24	26	臭素酸	0.01mg/L			「ホウ素」につ いては、原水 が海水の場合は省略できな い	—
25	03	カドミウム	0.000mg/L				●
26	04	水銀	0.0003mg/L				●
27	05	セレン	0.01mg/L				●
28	07	ヒ素	0.01mg/L				●
29	12	フッ素	0.8mg/L				●
30	36	ナトリウム	200mg/L				●
31	37	マンガン	0.05mg/L				●
32	39	硬度(Ca, Mg)	300mg/L				●
33	40	難燃性物質	500mg/L				●
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L				●
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L				●
36	45	フェノール類	0.005mg/L				●
37	06	鉛	0.01mg/L				●
38	08	六価クロム	0.05mg/L				●
39	32	亜鉛	1.0mg/L				●
40	33	アルミニウム	0.2mg/L				●
41	34	鉄	0.3mg/L				●
42	35	銅	1.0mg/L				●
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L				●
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L				●
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L				●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L				●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L				●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L				●
49	20	ベンゼン	0.01mg/L				●
50	42	ジエオスピニン	DD0001ng/L	月1回	藻類の発生が 少ないことが明 らかな期間を除 く	停滯水を水源と する場合は藻類 の発生状況も勘 定する	●
51	43	2-メチルイソブチルケオール	DD0001ng/L				●

別表2 採水地点一覧表

事業名	浄水場名	原水 採水地点	浄水 接水地点
永田地区簡易水道	永田浄水場	永田浄水場内沈殿池	永田区公民館
吉田地区簡易水道	吉田浄水場	吉田水溉地	吉田コミュニティセンター
一湊地区簡易水道	一湊浄水場	一湊水源地導水管排泥弁	布引の滝公園
志戸子地区簡易水道	志戸子浄水場	志戸子浄水場内沈殿池	志戸子区公民館
宮之浦地区簡易水道	宮之浦浄水場	宮之浦浄水場内沈殿池	墨久島町宮之浦支所
	深川浄水場	深川浄水場内沈殿池	深川児童館
	楠川浄水場	楠川浄水場内沈殿池	楠川登山道公衆トイレ
	柳川浄水場	柳川浄水場内沈殿池	消防詣所
東部地区簡易水道	小瀬田浄水場	小瀬田第1水源池排水弁	
		小瀬田第2水源(地下水)排泥弁	小瀬田区公民館
		小瀬田第3水源地	
	長峰浄水場	長峰浄水場内沈殿池	墨久島町本所
口永良部簡易水道	口永良部	口永良部浄水場内沈殿池	
		口永良部浄水場外排泥弁	墨久島町口永良部出張所
南部地区簡易水道	永久保浄水場	永久保浄水場内蓄水槽	永久保区公民館
	船行浄水場	船行浄水場内排水弁	船行地区墓地
	安房浄水場	安房浄水場内沈殿池	墨久島町安房支所
	松峰浄水場		松峰生活館
	春牧浄水場	春牧浄水場内沈殿池	春牧地区墓地
	花揚浄水場	花揚浄水場内沈殿池	個人宅
	高平浄水場	高平浄水場内沈殿池	高平地区墓地
	麦生浄水場		麦生ゲートボール場
西部地区簡易水道	鍋泊浄水場	湯泊前処理機場排水弁	消防詣所
	平内浄水場		消防詣所
	上之牧浄水場	上之牧浄水場内沈殿池	久保田工務店
尾之間地区簡易水道	小島浄水場	小島浄水場内沈殿池	小島地区墓地
	尾之間浄水場	原浄水場内沈殿池	保食神社
原地区簡易水道	原浄水場		個人宅
	新原浄水場	新原浄水場内排水弁	原地区墓地
中間地区簡易水道	中間浄水場	中間浄水場内沈殿池	ガジュマル公園前
栗生地区簡易水道	栗生浄水場	栗生浄水場内沈殿池	消防詣所

別表3 平成30年度 水質検査計画

卷之六

卷之三

卷之三

卷之三

第一卷

通志

卷之三

平成30年度水資源統計

王氏詩集卷之三

吳中行之類文

卷之三

卷之三

卷之三

卷之六

王詩門卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

中華書局影印

卷之六

卷之三十一

水道施設表
平成30年度水道料金計算書
水道区公表額

No	項目	既設の年々異なる料金制度												新規	既設と新規の料金制度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般家庭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	太陽熱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	ガス・ガルバクシオモリ化物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水道料金の支給のための水料金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	マレン及びその他の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	創立25年の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	ヒサギヤの会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	ガス・ガルバクシオモリ会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	多機能型電算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	シアンセラフ及アラジア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	環境愛護会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	フリーアドバイザリティの会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	テラウエーブス・アンド・アソシエイツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	緑化ビル会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	1.4シーキューナン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	1.51セイヨウセキハク・カーボンアクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ヘキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	少からぬ貢献	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	シブニモクロロノボラン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	テオチオ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	トリクロロブロム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	ブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	ブロモメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	フルオロアルキド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	フルオロブロム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	フルオロアルキル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	フルオロビオチル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	アラミニウムイオンの生産物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	氷結の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	創立25年の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	ナトリウムヨウ素の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	マグネシウムヨウ素の会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等の酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	高濃度酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	酸イオン活性性質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	ジエタノン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	ヒメルイソアミルセオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	ヨウ素正性体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	フェノール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	有機物(会員登録IDに登録)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	油	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	東洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	合意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	水素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	過剰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 各種算定用の算定日は、「No. 1.1.1-19-48 [前回]」、「No. 5.6-56-5 [前回]」、「No. 22.07.06-47-16 [年次算定]」。

卷之三

中華書局影印

水元機器類

監査

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

四

1

卷之三

平定回疆方略卷之三

四百四

中華書局影印

卷之三

卷之三

卷之三

四庫全書

No.	項目	平成22年販賣実績												平成23年予測			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基期値	1月/12月	2月/12月	3月/12月
1	一般機器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120	-	-	-
2	水槽器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,322	0.0006	0.0006	0.0006
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,3225	0.00010	0.00006	0.00006
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
5	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
6	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.035	0.035	0.0058
9	重金属性鉱物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.035	0.035	0.0058
10	ニアジンオキシド及びシアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	0.035	0.035	0.0058
11	硫酸銅又は硫酸鉄等の無機物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.1	1.0	1.0
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
13	六價鉻及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
14	重金属性鉱物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
15	硫酸銅又は硫酸鉄等の無機物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
16	硫酸銅又は硫酸鉄等の無機物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
17	硫酸銅又は硫酸鉄等の無機物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
18	硫酸銅又は硫酸鉄等の無機物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
20	ベリゾン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
21	感光材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
22	ウココ醇類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
23	ウココニカルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
24	シリコロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
25	感光材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
26	ホトロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
27	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
28	プロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
29	プロセラルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
30	トリアルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
31	感光材及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
32	硫酸銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
33	硫酸鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
34	硫酸アソチウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
35	硫酸アソチウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
36	ナトリウムアソチウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
37	アンゴンアソチウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
38	電池活性オブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
39	カルシウム、マグネシウム等の酸化物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
40	感光材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
41	電イオン導電性生地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
42	リソグラフィ用ホルダー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
43	センターリソグラフィ用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
44	センターリソグラフィ用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
45	センターリソグラフィ用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
46	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
47	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
48	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
49	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
50	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01
51	洗浄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	2.02	0.01

卷之三

中華書局影印

平定回疆方略

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

本草纲目卷之三十一

观察统计(英文版)

卷之五

四

卷之四

明治三十一年水害修復計画

卷之三

三

卷之三

No	項目	項目	子供利用実績調査結果												基準年	丁度1.5~2.0歳までの実績	2015年度までの実績
			48	59	69	78	88	98	108	118	128	138	148	158			
1	一般施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-
2	大規模施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.006	0.0225
3	カドウム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.005	0.0225
4	水泳及びそのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.012	0.021
5	サレンダリヤのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.012	0.021
6	及びびのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.012	0.021
7	ヒカリのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.012	0.021
8	ハルクルムセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.025
9	里親登録者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.006	0.020
10	シングルオーランドセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-
11	施設利用者及び家族会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2.0	1.2
12	フタモトのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.16	0.16
13	モウヌビのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	0.2	0.1
14	五葉のセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.002	0.002
15	モウヌビのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.020
16	モウヌビのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.016
17	少ロロロキン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.07	0.004	0.016
18	アトモロエデラン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.2	0.002	0.001
19	トリクロエデラン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0	0.002	0.001
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.0	0.002	0.001
21	カクテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-
22	クリコ野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7.2	-	-
23	クリコホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.16	-	-
24	クリコに野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.55	-	-
25	シングルセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-
26	真新宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.11	-	-
27	ワセトリハコタク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.07	-	-
28	トリクロロ野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.60	-	-
29	プロセシクロロキン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00	-	-
30	フルムアルティ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-
31	通院セミナーのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.25	0.10
32	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.24	0.22
33	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.16	0.22
34	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.20
35	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0	0.40	0.40
36	ナトリウム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.223
37	サンガンセミナーのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002	0.002
38	地元セミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.0	-	-
39	フルム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.0	-	-
40	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.0	-	-
41	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.7	0.14	0.12
42	ジエオナントラベルスクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00	0.00002	0.00001
43	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00002	0.00001
44	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.002	0.002
45	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
46	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
47	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
48	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
49	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
50	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005
51	セミナーリム＆ジーナのセミナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.0201	0.00005	0.00005

水道施設

新規計画(発生)

平成21年8月実績

No.	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準	調査結果	2016.6.30現在	提出	
1	一般機器	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	-	100%全般が運転可能でないため専用装置（水道水・雨水）	提出	
2	天井扇	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	-	検査に必要な機器が運転不能でないが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道水・雨水）	提出	
3	ドアハンドルなどのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0005	0.0005	0.0005	提出
4	天板及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000238	0.00006	0.00006	提出
5	天板及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000238	0.00006	0.00006	提出
6	天板及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0002	0.0001	0.0001	提出
7	ヒューズボックス	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0002	0.0001	0.0001	提出
8	六角クロム合金物	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0005	0.0010	0.0010	提出
9	油膜燃費装置	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0004	0.0006	0.0006	提出
10	シアン化アンモニアガスシアン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	0.0001	0.0001	提出
11	繊維断熱材及び絶縁断熱材	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	0.0001	0.0001	提出
12	ラバーアンダーフロア合板	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	0.0001	0.0001	提出
13	小字票及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.3	0.18	0.18	提出
14	天板洗浄機	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.0	0.2	0.2	提出
15	1.4-シオニサン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0002	0.0002	0.0002	提出
16	ヘッドランプ（左側）	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.06	0.065	0.065	提出
17	ウクロロターン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.04	0.223	0.090	提出
18	ドラクロロニチレン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.02	0.204	0.0002	提出
19	トリクロロエチレン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.57	3.017	0.001	提出
20	ベンゼン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.51	0.002	0.001	提出
21	塗装漆	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	3.6	-	-	提出
22	クロロ溶剤	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	5.22	-	-	提出
23	クロロホルム	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	5.95	-	-	提出
24	ジクロロ酢酸	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.03	-	-	提出
25	ジクロロコメタン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.01	-	-	提出
26	臭素鋼	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.01	-	-	提出
27	ビトリハニカタク	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.03	-	-	提出
28	ヘリウム管	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	-	-	提出
29	ブロウワーコメタン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	-	-	提出
30	ブロモホルム	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	-	-	提出
31	ホルムアルデヒド	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.0001	-	-	提出
32	重鉛及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.0	0.22	0.10	提出
33	カルボニックアシド	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.2	0.04	0.02	提出
34	臭素化合物	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.1	0.01	0.00	提出
35	臭素及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.0	0.20	0.10	提出
36	トリクロロブロモメタンの本音響	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	25.0	40.0	20.0	提出
37	マンガン及びそのセイフティ	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.35	0.910	0.0005	提出
38	電動工具	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	1.0	0.22	0.10	提出
39	ヘリウムガス	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.2	0.04	0.02	提出
40	臭素化合物	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.1	0.01	0.00	提出
41	高純度硫酸	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	52.0	100.0	50.0	提出
42	無機酸性物質	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	3.2	0.06	0.04	提出
43	エチオカルボン酸	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000002	0.000002	提出
44	ジオキサン	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000002	0.000002	0.000002	提出
45	フェノール	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.02	0.064	0.0004	提出
46	有機酸性物質	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000001	0.000001	提出
47	硫酸	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000001	0.000001	提出
48	無機酸性物質	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000001	0.000001	提出
49	色斑	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000001	0.000001	提出
50	黒斑	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	0.000001	0.000001	0.000001	提出

注)各機器の半径は、「No.1」、「No.2~No.4」、「No.5~No.7」、「No.8~No.10」、「No.11~No.13」、「No.14~No.16」、「No.17~No.19」、「No.20~No.22」、「No.23~No.25」、「No.26~No.28」、「No.29~No.31」、「No.32~No.34」、「No.35~No.37」、「No.38~No.40」、「No.41~No.43」、「No.44~No.46」、「No.47~No.49」、「No.50」です。

提出

口瘡之症要水煎服並針工

卷之三

No.	項目	細目	不燃性物質検査結果												基準値	測定値	測定結果	2015年6月1日～
			14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
1	一般固形物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1) 標章認定の規へ河に必要な検査 (水道水・雨水)
2	大根地		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.006	0.0036	0.0036	0.00036
3	コドモウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0065	0.0022	0.0022	0.00005
4	ホウセイウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.0011	0.0011	0.00005
5	カッサンリウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.0011	0.0011	0.00005
6	セシウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.0011	0.0011	0.00005
7	ヒ素及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.012	0.002	0.002	0.00012
8	六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.015	0.010	0.010	0.00015
9	硫酸銀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.24	0.003	0.004	0.00032
10	シアノ化物イオン及び銀イオン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3.2	0.003	0.004	0.00032
11	硫酸銀濃度及硫酸銀濃度差		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	2.0	1.1	0.02
12	ツウ素及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.16	0.16	0.0003
13	四価鉛化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.2	0.0001
14	五価鉛化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0004	0.00002
15	六価鉛化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	0.010	0.010	0.00003
16	六価鉛濃度及六価鉛濃度差		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.006	0.006	0.00002
17	チタニウム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.054	0.054	0.00002
18	チタニウムヨウ化物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.011	0.011	0.00001
19	トトロウムヨウ化物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.011	0.011	0.00001
20	ベンゼン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.172	0.172	0.0001
21	揮発性		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.0002
22	クロロ酢酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.22	0.001	0.001	0.00002
23	クロロカルボン酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.22	0.001	0.001	0.00002
24	クロロカルボン酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.22	0.001	0.001	0.00002
25	ジクロロクロロメチル		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.35	0.002	0.002	0.00002
26	臭素		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.0001
27	逆トリハロメタン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.0001
28	トリクロロ酢酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	-	-	0.0001
29	プロモクロロメタン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.0001
30	プロモカルボン酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.0001
31	オルムテルチド		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.0001
32	氫化ビス(ヒドロキシカルボン酸)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.26	0.26	0.0001
33	アルミニウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.14	0.14	0.0001
34	硫酸アリウム及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.28	0.28	0.0001
35	硫酸アリウムの水溶液		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.25	0.25	0.0001
36	マンガン及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	240	45.2	80.0	0.10
37	鈷(II)イオン及びその化合物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.005	0.005	0.00005
38	鈷(III)イオン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	210	-	-	0.105
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	320	42	30	0.105
40	亞溴酸根		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	555	103	90	0.10
41	陰イオン活性分析		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.04	0.04	0.0001
42	総		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.3～5.6	-	-	0.0001
43	ジオキソスコシ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0222	0.000007	0.000007	0.000001
44	ジオキソスコシ半胱オキシダーゼ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.0222	0.000002	0.000002	0.000001
45	ヨードイソチオシアナート活性		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.31	0.006	0.006	0.0001
46	不溶性物質質量法(70%の塩)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.755	0.00010	0.00010	0.00005
47	計量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.0001
48	不溶性物質質量法(70%の塩)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0222	0.000007	0.000007	0.000001
49	総		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	-	-	0.0001
50	鉄		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0001	-	-	0.0001
51	銅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.0001